

環境行動計画の点検

平成26年11月

国土交通省

目 次

1. 点検の位置づけ	……………P. 2
2. 点検結果	……………P. 3
2. 1 点検結果	
2. 2 分野毎の取組状況	
3. 今後の取組	……………P. 7
資料 1 国土交通行政に係る環境政策に関する動向	……………P. 8
資料 2 法令及び計画	……………P. 10
資料 3 環境政策に関わる審議会等での審議状況	……………P. 13
資料 4 平成 25 年度予算（補正予算を含む。）及び平成 26 年度予算の状況	……………P. 14
資料 5 平成 26 年度税制改正の状況	……………P. 16

別 紙 調査票

1. 点検の位置づけ

環境行動計画は、環境政策をめぐる情勢の変化を踏まえ、施策体系を再構築し、国土交通省における環境問題に対する取組を強化するものであり、併せて国土交通行政における環境配慮の体系とその実施状況を自ら点検する体制を明らかにするものである。

平成 25 年度は、新たな環境配慮の方針となる「環境行動計画」（平成 26 年 3 月策定）を策定中であったが、策定するまで当面の間は、「当面の国土交通省環境配慮方針について」（国総環第 48 号平成 25 年 9 月）（以下「本方針」という。）の別表（各施策一覧表）に掲げられた施策を推進し、その進捗状況について平成 26 年度点検することとした。

これに基づき、平成 25 年度の実績、平成 26 年度の実績等について点検を行った。なお、点検は国土交通省環境政策推進本部幹事会で行った。

2. 点検結果

2. 1 点検結果

本方針の別表（各施策一覧表）に示された 212 施策について、点検を行った。

点検の内容は、平成 25 年度における取組実績について、可能な限り定量的な評価を行うとともに、進捗状況をまとめた。また、今後の見通し及び課題として、平成 26 年度の取組状況について評価した。

2. 2 分野毎の主な取組状況

1) 地球温暖化対策の当面の取組

●公共交通機関の利用促進

平成 25 年度は、地域公共交通総合連携計画が新たに 61 件策定された。また、持続可能な地域の公共交通ネットワークの形成を進めるための枠組みを構築するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 41 号)を第 186 回国会に提出・成立し、平成 26 年 5 月に公布された。平成 26 年度は、平成 26 年 11 月の施行に向け、全国で説明会を実施することとしている。

●低公害車普及／次世代低公害車開発・実用化の促進、自動車の燃費改善

平成 25 年度は、事業用の電気自動車、CNG 自動車、ハイブリッド自動車の導入等に対する補助や、自動車税のグリーン化特例等を通じて低公害車の普及を促進した。また、自動車の製造事業者等の協力のもと、電気・プラグインハイブリッドトラック等、計 4 車種の環境性能を格段に向上させた次世代大型車について、技術開発やその成果を踏まえた技術基準の検討を進めた。平成 26 年度は、引き続き、低公害車導入等に対する補助を実施するとともに、電気・プラグインハイブリッドトラック等の対象車種について、技術開発・実用化を推進している。

●住宅・建築物の省エネ性能の向上

平成 25 年度は、住宅・建築物の省エネ基準を改正し、断熱性能に加えて設備の効率を考慮した一次エネルギー消費量の基準を定めるとともに、住宅に係る省エネ改修をした場合の所得税（投資型及びローン型）に係る特例措置の適用期間を平成 29 年末まで延長するとともに、最大控除額を引き上げた。固定資産税に係る特例措置についても、平成 27 年度末まで延長した。また、住宅・建築物の省エネ性能等を向上させるリフォームに対して補助を行った。さらに、住宅・建築物に関する総合的な環境性能評価手法の開発・普及において、非住宅建築物の省エネ性能に特化したラベリング制度（建築物省エネルギー性能表示制度：BELS）を開発した。

今後は、規制の必要性や程度、バランス等を十分に考慮しながら、2020 年までに新築住宅・建築物について、段階的に省エネ基準への適合義務化に向けた環境整備を進めることとしている。

2) 温暖化に対応した社会の骨格づくり（地球温暖化対策の中長期的な取組）

●集約型都市構造の実現

平成25年度は、都市計画制度により大規模集客施設等の都市機能の適正な立地を確保するとともに、都市機能（居住、公共公益施設、商業等）のまちなかへの集積促進、都市・地域総合交通戦略の策定・推進を行った。また、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」の作成や各種取組に対して、財政措置等の支援を行い、集約型都市構造の実現に向けた取組を推進した。平成26年度は、「低炭素まちづくり実践ハンドブック」等の周知・活用を図りつつ、都市再生特別措置法の改正も踏まえ、引き続き、上記の取組みを推進する。

●水災害・沿岸分野における地球温暖化に伴う気候変動への適応策

平成 25 年度は、「海岸保全施設の更新等に合わせた地球温暖化適応策検討マニュアル（案）」について、マニュアルの周知を図りつつ、海岸管理者に対し気候変動への適応策に係る助言を行った。平成 26 年度は、平成 27 年夏頃の政府の適応計画策定に向け、国土交通省適応計画（仮称）を検討している。また、平成 25 年度に水災害分野に係る気候変動適応策のあり方について社会資本整備審議会に諮問し、社会資本整備審議会河川分科会気候変動に適応した治水対策小委員会において、水災害分野に係る気候変動適応策のあり方について、引き続き平成 26 年度も検討している。

3) 負の遺産の一掃と健全な国土に向けた取組

●全国海の再生プロジェクト

閉鎖性海域における環境改善のため、平成 25 年度は、5 月に「東京湾再生のための行動計画」の最終評価を実施し、第二期行動計画を策定するとともに、東京湾再生を官民で考え、共に連携・協働する組織として「東京湾再生官民連携フォーラム」を 11 月に設立した。また、平成 26 年 3 月に「大阪湾再生行動計画」の最終評価も実施した。平成 26 年度は、6 月に「大阪湾再生行動計画（第二期）」を策定しており、引き続き、大阪湾再生行動計画に基づき、関係省庁及び地方公共団体の連携のもと、総合的な施策を推進していく。

●自然共生と生物多様性の保全

公園緑地等における希少種や身近な植物等の保全・活用や、エコロジカル・ネットワークの形成等を推進しており、平成 25 年度は、都市の生物多様性に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を行った。平成 26 年度は、大都市圏にとって望ましい広域緑地の保全のあり方等、大都市圏の良好な都市環境の形成に向けた施策を進めるため、首都圏の都市環境インフラのランドデザインに関する調査・検討を行う。また、河川事業の実施にあたっては、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する多自然川づくりを基本とすることとしており、引き続き、

良好な自然環境の再生のための川づくりを推進する。

●良好な海域環境の保全・再生・創出

過去の開発等により失われた良好な自然環境である干潟の中で、回復可能な面積約4,000 haのうち、自然再生事業等の実施により、平成25年度までに38.1%を再生した。平成26年度は、港湾整備等により発生する浚渫土砂等を有効に活用して干潟や藻場等の保全・再生・創出を引き続き実施するとともに、干潟や藻場等の生物生息場の機能を併せ持つ港湾構造物の整備を促すため、「生物共生型港湾構造物の整備・維持管理に関するガイドライン」の検討を実施する。

4) 環境を優先した選択の支援・促進

●建設リサイクルの推進

平成25年度は、建設副産物実態調査結果のとりまとめ・公表等を行った。また、次期建設リサイクル推進計画における施策の企画・検討を行い、平成26年度は、9月に「建設リサイクル推進計画2014」を策定した。今後は、同計画に位置づけた主要施策の具体化を進めていく。

●リサイクルポート高度化プロジェクトの実施

平成25年度は、循環資源の広域流動の拠点としてリサイクルポートに指定した港湾について、岸壁等の港湾施設の確保や循環資源取扱支援施設の整備、循環資源の取扱に関する運用等の改善を実施した。平成26年度からは、静脈物流のモーダルシフト及び輸送効率化を推進し、二酸化炭素の削減を図るとともに、循環型社会の構築に寄与することを目的とし、モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業を開始した。

5) 地球環境時代の技術開発・国際貢献

●地球地図などの広域環境地理情報の整備による国際貢献

地球環境の現状を正確に表す地球地図の整備・提供のために必要な技術開発と技術移転などの国際協力を推進しており、平成25年度は、全球を網羅する地球地図第2版土地被覆・植生データを整備した。平成26年度は、引き続き、地球規模の地理空間情報管理に関する国際専門家委員会(UNCE-GGIM)等の国際的な取組とも連携し、ニーズを踏まえ、より新しく位置精度の高い地球地図の整備を推進していく。

●バラスト水問題の対応

船舶のバラスト水等を介した水生生物や病原体の移動による悪影響を防止するための国際的な取組みに対応するため、「船舶バラスト水規制管理条約」を受け入れるための準備作業を進めている。平成25年度は、条約実施のため、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(案)」を第186回国会に提出した。同法案は同国会において成立(平成26年法律第73号)し、平成26年6月に公布された。また、関係政省令の一部改正等を行った後、10月に同条約の締結が行われた。今後とも、同条約に

関する IMO での議論に積極的に参画するとともに、我が国においても同条約の適正な実施に努めていく。

3. 今後の取組

政府全体の環境・エネルギー政策の動向や、社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会合同会議での議論を踏まえ、国土交通省は、本年3月に新たな「環境行動計画—環境危機を乗り越え、持続可能な社会を目指す—」を策定した。このため、今年度以降は、新たな環境行動計画に基づく施策を推進することとしている。なお、これまでも、国土交通省の環境政策の推進の観点から、毎年度、環境行動計画に位置づけられた施策について、その点検・公表を行っていたが、今後は、これらに加えて、毎年度、社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会合同会議に、点検内容等について報告する。

資料 1 国土交通行政に係る環境政策に関する動向

●環境政策全般

・環境行動計画（平成 26 年 3 月）の策定

政府全体の環境・エネルギー政策の動向を踏まえ、環境行動計画を策定し、平成 26 年度から平成 32 年度までの間に推進すべき施策として、212 施策を定め、公表した。

●低炭素社会の実現

・地球温暖化対策

2010 年 11 月から 12 月にメキシコのカンクンで開催された COP16 において、「カンクン合意」が採択され、COP15 における「コペンハーゲン合意」に基づく我が国の 2020 年の排出削減目標は、前提条件付きで 1990 年度比 25%減とされていたところである。

2013年3月、地球温暖化対策推進本部において「当面の地球温暖化対策に関する方針」を決定し、2013年度以降、カンクン合意に基づき引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととし、2020年までの削減目標については、2013年11月に開催されるCOP19までに、従来掲げていた1990年比25%削減の目標をゼロベースで見直すこととした。

2013年11月の第27回地球温暖化対策推進本部では、石原環境大臣から、2020年度の温室効果ガス削減目標を、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標として、2005年度比3.8%減としたい旨説明があった。この目標は、COP19において表明されるとともに、気候変動枠組条約事務局に新しい削減目標として国際登録された。今後、エネルギーミックスの検討が進展し、確定的な目標を設定できるようになった時点において、地球温暖化対策計画の本部決定、閣議決定を行うこととされている。

また、2014年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、諸情勢を踏まえエネルギーミックスを速やかに示すこととされるとともに、再生可能エネルギーについて、2013年から3年程度、その導入を最大限加速することとされた。そのため、再生可能エネルギー等関係閣僚会議が創設され、国土交通大臣も構成員となっている。

こうした動きを踏まえ、国土交通分野における省エネ対策及び再生可能エネルギーの導入促進を進めているところである。

また、2013年7月に中央環境審議会地球環境部会に気候変動影響評価等小委員会が設置され、政府の適応計画の策定に向けて、気候変動の影響評価等を開始しているところであり、今後、国土交通省の適応計画をとりまとめた上で、2015年閣議決定予定の政府計画に反映していくこととしている。

・「地球温暖化対策のための税」の導入

税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源 CO2 排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、CO2 排出量に応じた税率を石油石炭税に上乘せる「地球温暖化対策のための税」が平成 24 年 10 月から施行されている。税率は3年半かけて3段階

に分けて引き上げられることとなっており、平成 26 年 4 月に引き上げられた。なお、環境負荷の少ない大量輸送機関である海運、鉄道、航空分野については、モーダルシフトの推進や公共交通機関の利用促進等が地球温暖化対策に資するものであることから、これらの分野に対し還付措置が設けられている。

・環境モデル都市・環境未来都市

環境モデル都市は、内閣官房地域活性化統合本部において、持続可能な低炭素社会の実現に向け高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市を選定し、関係省庁が連携してその実現を支援するもので、平成 25 年度に 3 都市が追加され、平成 26 年 3 月時点で合計 23 都市が選定されている。

環境未来都市は、「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)の中で、21 の国家戦略プロジェクトのひとつとして位置づけられており、環境や高齢化など人類共通の課題に対応し、環境、社会、経済の三つの価値を創造することで「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指す、先導的プロジェクトに取り組んでいる都市・地域を選定するもので、平成 23 年 12 月に、被災地域から 6 件、被災地域以外の地域から 5 件の合計 11 件のプロジェクトが選定されている。選定されたプロジェクトのうち、とりわけ緊急性・重要性の高い被災地域におけるものについて、国土交通省はあらゆる政策メニューを動員することにより、世界に誇れるモデル事業を展開し、早急な復興を実現することを目指す。

●自然共生社会の実現

平成 22 年 10 月には生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) が愛知県名古屋市で開催され、長期目標 (2050 年) の「自然との共生」や短期目標 (2020 年) の「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」、さらに 20 個の個別目標等を定めた新戦略計画 (愛知目標) が採択された。

また、2011 年から 2020 年までの 10 年間を「国連生物多様性の 10 年」とし、愛知目標の達成に向けて各国が積極的に取り組んでいくことが国連総会で採択されたことを受け、平成 23 年 9 月、「国連生物多様性の 10 年日本委員会」が設立された。

さらに、COP10 の成果を踏まえて「生物多様性国家戦略 2010」を改定するため、平成 24 年 1 月、中央環境審議会への諮問が行われ、平成 24 年 9 月 28 日に、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定された。改定したことについて、平成 24 年 10 月 8 日～19 日にインドのハイデラバードで開催された生物多様性条約第 11 回締約国会議 (COP11) 及び平成 26 年 10 月 6 日～17 日に韓国の平昌で開催された生物多様性条約第 12 回締約国会議 (COP12) で報告を行った。国土交通省においては、自然共生社会の実現に向けて、地域連携保全活動の促進や河川・港湾・海岸や都市部における自然環境の保全・再生・創出等の取組を推進することとされている。

資料2 法令及び計画

●環境に関連する法令の制定・改正

・「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年5月法律第25号）

我が国経済の発展のためには、エネルギー需給の早期安定化が不可欠であり、供給体制の強化に万全を期するとともに、その上で、需要サイドにおいては、持続可能な省エネを進めていく観点から省エネ法の改正を実施することとしている。具体的には、需要家が電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合にこれを評価できる体系を構築することとしている。

・「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年6月法律第35号）

小水力発電の普及促進を図るため、既に水利使用の許可を受けた河川の流水等を利用した従属発電の水利使用について、従来、河川法（昭和39年法律第167号）において河川管理者による許可を受けることが義務づけられていたところ、登録を受ければ足りることとしている。

・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年6月法律第38号）

外来生物が交雑することにより生じた生物を外来生物の定義に含めること、防除の推進に資する学術研究の目的での特定外来生物の放出等を主務大臣の許可により行えることとすること、主務大臣が特定外来生物等が付着・混入しているおそれのある輸入品等の検査及び輸入者への消毒・廃棄の命令をできること等を新たに定めている。

・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年6月法律第39号）

冷凍空調機器の冷媒用途を中心に、高い温室効果を持つフロン類（HFC）の排出量が急増していることに鑑み、法律名を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改めることとし、フロン類及びフロン類使用製品の製造業者等や業務用冷凍空調機器の使用者に対しフロン類の使用の合理化や管理の適正化を求めることや、フロン類の充填業の登録制及び再生業の許可制を導入する等の措置を講ずることとしている。

・「大気汚染防止法の一部を改正する法律」（平成25年6月法律第58号）

石綿飛散防止対策の強化を図るため、石綿の排出を伴う解体等工事の実施の届出義務者を当該工事の施工者から発注者に変更すること、解体等工事の受注者に対し石綿使用の有無の事前調査の実施及び発注者への調査結果等の説明を義務付けること等を新たに定めている。

・「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」（平成25年6月法律第60号）

原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）において、環境基本法（平成5年法律第91号）が改正され、放射性物質による環境汚染の防止を原子力基本法等に委ねる旨の規定が削除されたことに伴い、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、環境影響評価法（平成9年法律第81号）、南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）について、放射性物質に係る適用除外規定を削除している。

・「電気事業法の一部を改正する法律案」（平成25年11月法律第74号、平成26年6月法律第72号）

政府一体となって電力システム改革を着実に実施するため、改革の方針を示した「電力システムに関する改革方針」（平成25年4月2日閣議決定）を踏まえ、地域を越えた電気のやりとりを拡大する広域的運営推進機関の創設、電気の小売業への参入の全面自由化等の改正が行われた。

・「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第73号）

「2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」の締結に伴い、船舶からの有害なバラスト水の排出の禁止並びに有害なバラスト水処理設備の設置、管理者の選任、手引書の作成及び備え置き及び記録簿の備え付けの義務付け等の所要の措置を講じた。

●環境に関連する計画等の策定

・「ヒートアイランド対策大綱」（平成25年5月8日ヒートアイランド対策推進会議決定）

ヒートアイランド対策に関する国、地方公共団体、事業者、住民等の取組を適切に推進するための基本方針を示すとともに、実施すべき具体の対策を体系的に取りまとめたものであり、平成16年の策定後初めての見直しを行った。平成25年の見直しでは、中長期的な対策の実施だけでなく、短期的に効果の現れやすい暑熱環境による人への影響の軽減について取り組むことも課題となっていることを踏まえ、対策の柱として、従来からの「人工排熱の低減」「地表面被覆の改善」「都市形態の改善」「ライフスタイルの改善」の4つに加え、「人の健康への影響等を軽減する適応策の推進」を新たに掲げている。

・「第三次循環型社会形成推進基本計画」（平成25年5月31日閣議決定）

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画であり、これまで平成15年と平成20年にそれぞれ第一次計画、第二次計画の策定を行っている。今回の第三次計画では、これまで進展した廃棄物

の量に着目した施策に加えて循環の質にも着目し、リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化、有用金属の回収、安心・安全の取組強化、3R国際協力の推進等を、新たな政策の柱とすることとしている。

・「総合物流施策大綱（2013－2017）」（平成25年6月25日閣議決定）

政府における物流施策や物流行政の指針を示し、関係省庁が連携して総合的・一体的な物流施策の推進を図るための大綱であり、これまで平成9年、平成13年、平成17年、平成21年に策定を行ってきた。今回の大綱は、「強い経済の再生と成長を支える物流システムの構築～国内外でムリ・ムダ・ムラのない全体最適な物流の実現～」を目指すべき方向性としており、さらなる環境負荷の低減に向け、鉄道・内航海運の輸送力強化とモーダルシフトの推進、トラック・船舶・鉄道等の省エネ化、荷主・物流事業者の連携による輸配送共同化の促進等に取り組むこととしている。

・「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）

安倍政権における経済対策として、大胆な金融政策、機動的な財政政策に続く第三の矢として打ち出された成長戦略であり、新たな市場の創造（「戦略市場創造プラン」）に係る4つのテーマの一つとして、クリーン・経済的なエネルギー需給の実現を掲げている。具体的には、浮体式洋上風力発電の推進、メタンハイドレート等海洋資源の商業化の実現、住宅・建設物の省エネ基準の段階的適合義務化、次世代自動車の普及・性能向上支援等を通じて、クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会、競争を通じてエネルギーの効率的な流通が実現する社会、エネルギーを賢く消費する社会の実現を図ることとしている。

・「日本再興戦略改定2014 - 未来への挑戦 -」（平成26年6月24日閣議決定）

引き続き、クリーン・経済的なエネルギー需給の実現に向けた取組みを進めることとされ、エネルギーマネジメントシステムや次世代自動車の普及等の促進、風力発電の導入加速に向けた取組の更なる強化、水素社会の実現に向けたロードマップの実行、海洋資源開発の推進及び関連産業の育成等の措置を講ずることとしている。

・「国土交通省重点政策」（平成26年8月策定）

我が国が、東日本大震災からの復興加速、人口急減・超高齢化の下での地方の創生や、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会への対応、重要な成長戦略である観光立国の推進・国際競争力強化、防災・減災等国民の安全・安心の確保、我が国の主権と領土・領海の堅守など様々な課題に直面する中で、国土交通省が重点的に取り組もうとしている施策全般を俯瞰し、今後の施策の方向性を体系的に示したもの。

「国際競争力の強化と世界の経済成長の取り込み」の施策の一つとして、「環境・エネルギー対策の推進」が位置づけられており、海洋・小水力・下水道バイオマス等再生可能エネルギーの利活用の推進をはじめ、環境行動計画に基づく施策を着実に実施することと

している。

資料3 環境政策に関連する審議会等の審議状況

●社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会

平成25年9月5日 第23回合同会議

平成25年11月6日 第24回合同会議

平成26年3月4日 第25回合同会議

●社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会

平成25年9月4日 第10回

資料4 平成25年度予算（補正予算を含む。）及び平成26年度予算の状況

①平成25年度当初予算

平成25年度予算においては、低公害車普及促進対策補助金（11億円）、住宅・建築物環境対策事業費補助金（171億円）、先導的都市環境形成促進事業（6億円）等が計上された。

②平成25年度補正予算

平成25年度第1次補正予算においては、住宅・建築物環境対策事業費補助金（20億円）等が計上された。

③平成26年度当初予算

平成26年度予算においては、低公害車普及促進対策補助金（10億円）、住宅・建築物環境対策事業費補助金（176億円）、先導的都市環境形成促進事業（4億円）等が計上された。

(参考1) 京都議定書目標達成計画関係予算 (単位: 百万円)

	平成 25 年度	平成 26 年度
京都議定書 6 %削減約束に 直接の効果があるもの	13,420	13,819
温室効果ガスの削減に中長 期的に効果があるもの	1,470	1,215
その他結果として温室効果 ガスの削減に資するもの	30,784	27,903
基盤的施策など	8,938	8,991
合 計	54,611	51,927

(参考2) 環境保全経費 (単位: 百万円)

	平成 25 年度	平成 26 年度
地球環境の保全	36,973	37,329
大気環境の保全	112,888	84,598
水環境、土壌環境、地盤環境 の保全	23,911	23,977
廃棄物・リサイクル対策	8,778	7,748
化学物質対策	17	17
自然環境の保全と自然との ふれあいの推進	29,593	29,860
各種施策の基盤となる施策 等	176	174
合 計	212,336	183,703

資料5 平成26年度税制改正の状況

自動車取得税の税率引き下げ、自動車取得税・自動車重量税のエコカー減税の拡充、自動車税のグリーン化特例の延長・拡充、軽自動車税の見直し等が行われた。また、海運・鉄道・航空に係る地球温暖化対策税の還付措置の延長、環境負荷低減に資する船舶に係る買換特例の延長、港湾の作業船に係る買換特例の創設、JR 貨物が輸送効率化のために取得する車両に係る固定資産税の特例措置の延長、法人税等の建築物省エネ投資促進税制の創設、認定低炭素住宅に係る特例措置の延長が措置された。

別 紙 調査票

1. 地球温暖化対策の当面の取組
2. 温暖化に対応した社会の骨格づくり（地球温暖化対策の中長期的な取組）
3. 負の遺産の一掃と健全な国土に向けた取組
4. 環境を優先した選択の支援・促進
5. 地球環境時代の技術開発・国際貢献